

平成23年度第1回

宝塚市廃棄物減量等推進審議会議事録要旨

平成23年7月8日開催

平成23年度 第1回 宝塚市廃棄物減量等推進審議会議事録

【日 時】平成23年7月8日(金) 午後1時30分～3時35分(2時間5分)

【場 所】宝塚市クリーンセンター 3階 会議室

【出席委員】委員22名中14名。

委員の過半数以上の出席があり、宝塚市廃棄物減量等推進審議会条例
第6条第2項の規定により会議は成立

出席委員は次のとおり

中丸会長、原田副会長、サトウ委員、藤本委員、山本委員、神木委員、
稲野委員、藤井委員、中村委員、池田委員、金岡委員、川口委員、
深田委員、皆川委員

【事務局】環境部長、クリーンセンター所長、管理課

【傍聴者】なし

1 開会

2 会議録署名委員：深田委員、藤井委員

3 審議

中丸会長：それでは、これより議事に入ってまいりたいと思います。

事務局から提出された資料の説明をお願いします。

事務局：(資料説明)

中丸会長：はい、どうもありがとうございました。

きょうは、特に伊丹方式ということが前回非常に議論になりまして、この実態について詳しく知りたいと。それを知った上で伊丹方式を導入できるか、あるいはできないか。また、そのことと資源ごみの持ち去り行為への対策というものがリンクしているのではないかというふうなことで、伊丹方式についてもっと詳しく知りたいという

ことで、きょう資料をご用意いただきまして、今ご説明いただいたという経緯があったと思います。

きょうのお話で少しずつクリアになったところがあったと思うんですが、1つ、まず、集団回収というものが伊丹方式に移行した場合にはなくなるのではないかと、集団回収はなくなるのではないかとというふうなご心配もあったと思います。ですから、伊丹方式に移るのも確かに一つのアイデアかもしれないけれども、集団回収にも大きなメリットがあるんだというようなご議論がこれまでありまして、集団回収が本当に必要であるというお気持ちも、さまざまな形で表明されたと思います。伊丹方式の場合に、じゃ、集団回収はどうなっているのかということが非常に疑問になるわけですが、きょうのご報告の中に、伊丹方式であっても実は集団回収は実際行われていて、307の団体で実施されている。そして集団の回収に伴う回収量もかなりあり、そして奨励金額もあるということで、余り宝塚市と変わらないというふうなこともございました。

問題は、結局、伊丹方式をどうするかというふうな議論がこれまであって、それとの集団回収との関連とか、そして持ち去り行為、それとのつながり、これをどうするかというふうなところまで議論は来ていたように思います。ですから、そのあたりをきょうはしっかり整理いたしまして、特に諮問をいただきました市内における資源ごみ持ち去り行為への対策ということに議論を進めてまとめていくと、答申につなげていくというふうな形で議論を進めていければというふうに願っております。よろしいでしょうか。

一同：はい

中丸会長：それでは、きょうの資料をご報告いただきましたので、これにつきましていろいろ質問なり、またご意見なりがありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 はい、お願いします。

金岡委員：一応資源ごみ全体で話をしてる中で、紙と布に関してだけちょっとというように思いますので、缶、瓶に関してはどういう形でかかわってるというんかというところを説明願いたいと思います。資源ごみには缶、瓶も含まれると思います。まして持ち去

りごみの点に関しては缶、瓶のほうが重要ですので、現実問題として。その辺の兼ね合いはどうなっていますか。

中丸会長：伊丹市のほうがどうなってるか。 はい、お願いします。

事務局：伊丹市のほうでも、資源物として缶、瓶、ペットボトル等は回収されてございます。ちょっと調査が甘くて申しわけないんですけども、これのほうの持ち去りというのは、宝塚市でも同じなんですけども、業者さんが車で取りに来るといような状況ではなくて、自転車でおじさんがちょっと取ってるというようなんは、同じような状況でないかなと思っております。

中丸会長：それとあと、きょうの資料のご報告によりまして、伊丹方式を宝塚市に導入する、その可能性なんですけれども、これは一足飛びにはなかなかいかないというところがあるというご報告があったと思います。その回収の方法の違いですね、その違いによって、すぐに伊丹方式に向かうということは、これは難しいというところの説明についてはご理解いただければというふうに思っておりますけれども、その点についてもよろしいでしょうか。 はい、お願いします。

事務局：先ほどのご質問で、缶、瓶はどう収集しているのかというお話やったと思うんですけど、紙、布については伊丹方式でエコリサイクル組合がやっていますけれど、缶、瓶については、先ほどというか、この資料の3ページの本市と伊丹市の収集方法の違いというところに載っていますが、伊丹市の場合はごみ種ごとに業者を決めております。ですから、例えばプラスチックだったらプラスチックだけで業者と業務委託しています。瓶とかペットボトルでしたら、それだけでまた違う業者と契約してると。委託業者で缶とか瓶とかは収集してるということでございます。

中丸会長：はい、どうぞ。

神木委員：伊丹方式の場合でも抜き取りはあるということですね。

事務局：あると、はっきりちょっと断言するのはあれなんですけども、伊丹市のほうのクリーンセンターのほうでは、持ち去りという認識は余りされてないようなんです。生活環境課というのが、集団回収のほうを担当されてるところについては、そちらのほうではやっぱりありますよ、というようなお答えをいただいています。

神木委員：それで、伊丹方式にしても抜き取りがあるということになれば、宝塚市の場合も抜き取りがあるということの問題になっとるわけやから。伊丹方式にしても抜き取りがあるということであれば余り関係ないと。しかし、あるという状況が宝塚市と比較してどうなかと、そこが問題やないかと思うんですね。その辺のちょっと説明がしてほしい。

事務局：状況については、具体的に、我々のほうもパトロールはさせていただきました。どれだけ取られてるかという実数についても、1回目の審議会でもちょっと回答させていただいてるように、つかむのは難しいというような状況でございます。だから伊丹市とどんだけ、うちとは差があるのかと言われると、現実問題ちょっとわかりかねるというのがお答えかなと思います。

ちょっと補足をさせていただきますと、伊丹市のほうは、いわゆる組合方式にすることによって、収集の担当のほうとしては、それはきっちりとした数字を把握してるわけじゃないですけども、感覚的には抜き取りというのは大分減ってるんじゃないかというふうな感覚は持っておられます。

それと、先ほどご指摘のありました件ですけども、この最後の1枚目の資料、伊丹市の集団回収と定期収集の関係についてということで、これは、いわゆる持ち去りの苦情がありますよという部分については、集団回収をなさってるところで、そこで一部抜き取りの被害がある。それはいわゆるステーション、集団回収で排出するところをステーション、ステーションを利用して集団回収されてるところについては、そのステーションから一部、集団回収の部分としての抜き取りが、やはり苦情としては少しあるのかなというふうな考え方でございますので、全く抜き取りが減ってないかということじゃなしに、基本的には相当、感触としては減ってる。けれども一方で、やはり集団回収の部分で一部抜き取りの苦情もある、そういった実態ということで私も聞いておる次第であります。

神木委員：いや、この前の話で、業者間で調整することによって、いわゆる抜き取り業者と、それから回収業者との間で協定のようなものがつくられて、それによって抜き取りが減るというふうな意見というのかな、そういうのが出たと思うんですよ。だから、そういう業者間の協定によって抜き取りが減るのであれば、これは業者間にそれを委託すればそれなりの効果はあると。そこがはっきりしないというふうなことであれば、あえてその必要はないということなんです、その辺の状況はどうか。

事務局：伊丹市の場合は、市内に本店、支店等お持ちの業者さんの組合という形でやられてるということです。伊丹市の持ち去りが、今まで我々ほどお調べされてないんだと思うんですけども、そういう組合をつくることによって抑止力みたいなもの、問屋さんが主になってはるんで、抑止力等が効いて持ち去りが少なくなっているというような状況やと思います。今、神木委員さんのほうがおっしゃられたように、抜き取り業者と直接協定を結んでるということはないんだと思うんです。大きな問屋さん4つが組合をつくられて、その問屋さんの下に小さな業者さんがぶら下がっていると。それで上のほうが統制をしながらやっているというのが伊丹市の組合方式だと思います。

それで、市外についてどこまで抑止力がついてるかとかというのは、ちょっと、はかりかねるところではございますが、大部分については減っているんだというような認識をされてるんだと思います。

神木委員：その辺が、もう少しはっきりした情報がないと、これ議論できないわけや。伊丹方式をどうするか、採用するのかせんのかというふうなところで、どれだけの効果があるんかということがはっきりしないことには議論できないわけよ。だからきょうのこの資料を見ても、それがはっきり出てないからわからんわけよ。その辺を、それは伊丹市もあるように、資料取り扱いについては注意してくださいと言うほどやから、それなりの理由はあるんだとは思いますが、抜き取りをなくする効果があるかどうかということが焦点なんやからね。それをどういうふうにすれば、抜き取りをどうすれば防ぐことができるかということが焦点なんだから。それに対して、やはり伊丹市がどういうことをやって、どういう対応をやって、結果どうなってるのかと、これをやっぱりはっきり出してもらわないと、伊丹方式をどうのこうのという議論は余りできないと思うんやけどな。

中丸会長：はい、ちょっとよろしいですか。おっしゃるとおりだと思います。ですから、伊丹方式の場合には、各ごみごとに業者さんと覚書を交わして、その業者さんをお願いをされてるということで、実際にどれほど抜き取りがあるかということは市役所の皆さんも把握されてない。しかし規制は働いているであろうという推測でしかない。その推測の議論を踏まえて、伊丹方式がいいとか悪いとかいうのはなかなか言えないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

ですから、もう一つの背景としまして、じゃあ宝塚市がすぐに伊丹方式を導入できるかといいますと、ごみの収集方法が全く違いますのですぐには移行ができないという問題点もあります。そういうことで、伊丹方式の可能性というのは確かにあるかもしれない、ないかもしれないということになりかねないかなあと。

もう一つは、集団回収というものも導入されていて、これは1カ月に1回は業者さんが、ある全体を、このごみについてはこの業者さん、このごみについては業者さんと回っていかれる、その回数は1カ月に1回でしかない。その間に集団回収は行われると。その集団回収に関しては、ごみの抜き取りはあるというふうに認識をされると。その点については宝塚市と余り変わりはないんじゃないかというふうに思われます。

ですから、ここでの議論をどう進めていくかということになるわけなんですけど、伊丹方式に関しましては、この今回の諮問にありました市内における資源ごみ持ち去り行為への対策についてということを経験するに当たりましては、伊丹方式を今後、宝塚市として導入するかどうかを検討できるかどうか、検討する必要があるかどうかと。これがないということでしたら、もう今までの宝塚市のやり方でいくしかないというふうになるかもしれません。もし、もっとその業者に委託をして集めることによって、確かに規制がきちっと働いてるかどうかということについてのリサーチができればいいんですけど、これもなかなか、しかし数値化できるかどうか、これは難しいところがあります。

ですから、議論の進め方としまして、私としては、今回のこの諮問に関しまして、もう一度議論を戻しまして、伊丹方式にするかどうかは、ひとまず置いておきたいと思うんです。具体的なデータがはっきりしない。これが絶対いいということもはっきりしない。そしてすぐに転換できないという宝塚市と伊丹市のごみ収集方法が違うと

いう点ですね。ですからすぐに伊丹方式を導入できないという背景が十分にあります。

それを踏まえますと、もう今回の諮問に関する答申案を考慮するに当たっては、伊丹方式は、導入できるかどうかは、別の形で検討する必要があるかないかについて、この審議会ですで一つの議題として検討いただくということも必要かもしれない。それは今までの議論がありましたから。もう検討する、それはもういいということでしたら、それはいいと思うんです。大事なことは、そういうこれまでの議論を踏まえて、答申のこの議論にぜひ戻りたいというふうに今判断せざるを得ないということなんです。

ですから、よろしいでしょうか。もう一回整理いたしますと、伊丹方式について、可能性があるんじゃないかということでご議論いただいて、資料等も出していただいて検討していただきました。 はい、どうぞ。

深田委員：よろしいですか。伊丹方式はかなりいいということで、先ほどご報告がありましたようにいい方法なんで、何もそれをやめるということじゃなしに、それを参考にしつつ、宝塚バージョン、宝塚プラス、伊丹方式に、プラス、宝塚のその回収方法なんかを合わせて、それにプラスをして、新しい宝塚方式を参考にしつつ、そういう方向も模索したらどうかなと私は思います。

それで、一番、前回は申し上げましたように、持ち去り条例をつくってそれで縛って、持ち去りをしてる人を摘発するために警察官のOBを雇うて、よそがやってるよ様に1,000万円もそれを雇うて、そういう条例をつくってやることにする気は、私は一市民として大反対。これは市議員さんが既にそういうことをやろうとして、ここにももう既に書いてあると思う、こういうことをいうて。それはやめてほしいなど、こういう意見です。だから、今、会長が言われたように、伊丹方式を何も撤回することなしに、いい方法であれば、それプラスアルファを宝塚バージョンに入れて、それでいい方法をつくったらいいじゃないですか。

それで、その中には、缶、瓶というのは、先ほど自転車だけでじゃなしに、私のこの分は車で来ますよ、車で。新聞と一緒にですわ。それで、何台か来るんですよ。ずうっとそれをばらして、缶と瓶を中からばらして、チャラチャラチャラチャラ言わして夜中に来るんですよ。だから、単なる自転車だけで来とる人じゃなしに、大々的にそういう人が来るんだから、そういう人とその業者とよく話して、そして話をつけて、

そういう持ち去り行為をしないように業者間で話をして、いい方法を、新しい宝塚バージョンをつくってもらったらどうかなというのが私の意見です。

中丸会長：はい、ありがとうございます。それは非常に大事な視点ではないかなと思います。今までの宝塚市のやり方も、参考になるところがあれば存分に生かせるし、伊丹市のやり方で、これはすぐに生かせるというところがあれば、宝塚市のバージョンとして生かしつつ、抜き取りをさせないようにする。

深田委員：結局、伊丹市の抜き取りがあるということであれば、その業者間の調整がわからず進んできると思いますよ。どんだけあるかというのを、この回収量から見ると、かなり業者間で規制がなくて減ってるんだと思う。わずかなことを市民が言うてるかもしれないけども、かなり効果があるのではないかなと思いますから、その辺のことを、これはまあなかなか調査してくれ言われたら難しいから、今度そういう宝塚バージョンをつくる場合に、委託する業者と業者間のちゃんとそういうことを、持ち去られないように話をしてちゃんとしてほしいということを入れて業者の選定をすとか、そういう方向で進めてほしいというのが私の願いです。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

今のご意見に関して、例えば宝塚市の場合、委託している業者さんをお願いをして、その抜き取り業者に対して規制を加えるといいますか、規制になるようなまた協力をお願いできるかどうかということについての可能性はいかがでしょうか。

はい、お願いします。

事務局：今、現在収集の委託をしている業者に、抜き取りの防止のために、その抜き取って業者に対して注意をすとか、そういった規制的な部分を、実施を依頼するという部分に関しましては、これはやはり、今の業者ですと、特に直接的な業者間の関係というのはまずないと思いますので、その業者間の関係でそれを抑制できるというふうなことは多分ならないのではないかなと。別にそのための新たな業務というふうな形で、新たな委託みたいな、そういった形式にならざるを得ないのかなと。

伊丹市の場合は、それをいわゆる組合という組織の中で、その業者間と、いわゆる

資源の、新聞とか古紙等ですね、そういった業者間での相互牽制というふうなことができてるといことですので、宝塚市の場合は、いわゆるすべてのごみ種を1つの収集業者がやっておりますので、資源物の業者との相互牽制というのはなかなか働きにくい、宝塚市の場合はそういう実態があるというふうには思います。

中丸会長：はい、お願いします。

中村委員：この伊丹市のいろいろな資料を取り寄せていただいて、こうして表からいろいろ比較できるようにしていただいております。今も話ありましたように、伊丹市も集団回収してる、宝塚市もしてる。ほんで大体ごみの収集量は2,500、2,400というて、もうほぼ同じような感じで、ほんで350団体に大体330ぐらいですか、みんな似たような格好でなってます、ただ、この新聞だけのところが、宝塚市はこの欄で言うたら、これ1,000トンに対して88いうたら1割弱になってるから、これが、例えばこれを、まあわかれへんねやけども、内容的に、それは大分宝塚市の場合はこれ、今の持ち去りというんですか、そういうふうな格好に判断するのんか、いやあ、そんな10分の1と、隣の市と宝塚市と、隣同士でそんな極端な感じではないんじゃないかと。集団回収とかがわりと宝塚市が進んどるんだというふうなところもあってね。

例えば、もしかしたらこれ、集団回収で、例えば新聞とか、あるいは何かこういう雑誌類とかも、どの程度かも知りませんよ。総額、総量的に、宝塚市も集団回収というものはある。だから、というふうなところ辺で、このままでいったら、極端に言うたら伊丹方式にしたら10分の、この収集がですよ、いうふうに判断というのは、ないんじゃないかと僕は思うんですよ。極端にこの10分の1ですよと、そのほかは、あとの9割は持って行かれたといいますか、抜き取りされてるといいうふうな感じではないんじゃないかなと。だから集団回収とも比較して、伊丹方式のいいところは、いいところももちろんあるんですけども。もちろん、今、議論したりもせずにそれをそのまま宝塚市へ持ってきた場合、収集の委託というか、それも違いますから、すぐにはそういうわけにいかんねんけども、それはそれで検討する前に、総量、集団回収、その辺も含めてできたらと思いますけれども、はい。

藤本委員：今、事務局がおっしゃった、伊丹市の場合の組合のお話をされましたね。私が聞

いてますと、結局組合にしたから、結局組合がない場合は、今、組合800業者間で、それを持ち帰り行為があったというふうなことが前提と聞こえてしまうんですけど。組合にしたらそういう話し合い、まとまりがあって、そういうことは少なくなったというふうな理解でいいんですか。理解いただけましたか、私の意見。

事務局：伊丹市の場合は、平成19年に2業者さんで始めて、20年に組合ができて、組合の覚書を交わしてやられてるということで、以前に見せていただいた資料があったとは思いますが、記憶の中で申しわけないんですけども、それまでの紙の収集量、それからその覚書を交わしてからの紙の収集量というのが、やはり飛躍的にふえたということで、伊丹市についてはそこで持ち去りが抑止されて、伊丹市のほうのものに入ってきているんじゃないかという判断をされたということだったと思います。

それと、その一つ前の中村委員さんのご質問なんですけども、ちょっと半ピラの、内訳がわからないんですけども、集団回収について、伊丹市のほうは6,344トンのうち、私の推測では、恐らくこれはほとんど新聞だと思います。宝塚市の場合も、集団回収の回覧板も紙と新聞というような状況でして、恐らくそういうことが構成比が余り変わらないんじゃないかなとは思っております。

先ほど、伊丹市が組合をつくって組織をして、それで結果として抜き取りの部分が減ったという、その背景といいますか、伊丹市の場合は、従来、いわゆる抜き取りが、市外業者も来てました。ただ、伊丹市内業者も、やはり抜き取りの部分というのも実態としてあったというふうなことは内々聞いてます。それで、その組合を組織することによって、伊丹市内業者が抜き取りをせずに、その組合としての活動の中で収集の中に入っていくという結果で、その部分の抜き取りとしての量はなくなるという、そういう事実もあるということはお聞きはしてます。それがどれぐらいの割合とかいうことはないですけども。ただ、全部が全部市内業者ということでもございませんし、そうした市内の業者が一部抜き取りをされてたという事実もあるというふうなことで、それによって多少減ったという部分の効果としてはあると思います。

ただ、宝塚市の場合は、抜き取りの業者の実態を、パトロールも実施をいたしましたけども、その実態を聞きますと、ほとんどが大阪府下のナンバー、なにわとか堺とか、そういった大阪府下の、もうほとんどそのナンバーですので、宝塚市内の業者が抜き取りをやっているというふうな実態は、宝塚市の場合はないのかなあというふうな

は今思っておりますけれども。

金岡委員：あのね、やっぱりこの諮問をせんなん内容が、資源ごみ持ち去り行為によって問題が起こったから考えてくれということであって、今、持ち帰りの多いのは、ほとんど紙とかそういうもんや言わはるけど、もちろん缶・瓶で、うるそうてかなわんと、夜中とか、それから登下校時にやられると、そんなんで、うるそうてかなわんということからこの問題が起こってきたんであって、私も、先ほどだれかおられました、条例化して罰則をつけるとこまで話が行ってたと思います、最初のうちは。僕はそれはもうほとんど必要ないと思うし、地域によってかなり差はありますけど、私は山本ですんで東部分になります。それでも集団回収と一般回収とありますけど、確かに一般回収に、朝、自転車で積んで、がらがらうるさいことは多少あります。だけどそんな、僕は神経質になるほどひどいもんじゃないと。

ただ、集団回収に関しては、やっぱりメリットがあるんで、これを保護する方策はせな、ほっといてはまずいと。ほんで条例化して罰則を決めてまでせんなんもんかいうことには、ちょっと僕も3回ほど寄せてもろうて疑問を持っています。どういう形で答申を市長にするかという点において、どの辺で落ちつくかいうことは、やっぱりちょっと、何か今のままではだめやから、何かほかとして、この程度でどうですかいう諮問の答えを出さんことには、まるごとびっくりするような案が出るということは、ちょっと考えにくいと思うし。

伊丹市のことに関しても、確かに伊丹市の場合は、おっしゃるように組合形式とか、収集方法が全然違うんで、やりやすいところはあると思います。こちらは言えないけど、業者間で、業者の大物がおって、そういう人がかなり幅をきかせて取り締まることができるけど、こちらは組合形式でやってないから、宝塚市の場合は。そんなないことをして圧力をかけるとか、談合的なことで抑制を協力するということは、問屋に関しても確かに、先ほどおっしゃったように言いにくいだろうと思うし、目に見えたことは規制できないことはやっぱりできないと。

さすればどうすりゃええかと。やっぱり、前回やりましたが、伊丹市じゃなしに西宮市か芦屋市かどっちかでしたかね、集団回収をする場所に関しては、持ち去られたら困るのは事実です。だから、これに関しては最低の啓蒙として看板、どこかが看板やって、ちょっとましや言うてはったからね、何もせんよりは、集団回収されるとこ

には、少しでも擁護したげるという意味で看板の設置なりは最低してあげなだめだと思えます。一般のごみステーションに全部看板立てるいうたら、それ大変なことやし、逆に効き目どころか、うるさいというんか、見た目にも余りにも汚いんで、一般のごみステーションに看板を立てて啓発することは無理やけど、もう集団回収というのは場所も決まってるし、枚数にしても知れてあるから、そこの啓発的な、持ち去り行為に関しての注意を喚起するような看板は当然設置はしてもらわな、ほっとくわけにいかないと、こういうふうには思いますけど。

中丸会長：はい、ありがとうございました。

今までの議論を何かまとめていただいたような気がいたしましたですね。結局、伊丹方式で宝塚市にすぐに導入できる可能性というのは、業者による規制ということですが、それも難しいということになりましたら、やはり現時点でできる方法ですね、それをやっぱり考えていくしかないかなというふうに思いました。

はい、どうぞ。

事務局：先ほど、私、業者による規制が難しいというのは、今、収集委託をしてる業者にその規定の分を割り当てる、させるというのは、それは難しいというのははっきりしてきます。ただ、伊丹市のように宝塚市で事業協同組合をつくって、その組合がその抜き取り業者に対して規制が働くかどうかというのは、これは私ども、まだ全く確認のとれてない部分でございますので、検討ということございましたら、それは当然事業組合のほうと、どういった取り扱いができるんかどうか、その辺は十分協議していく必要はあるかと思ってるんです。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

今のお二方のご発言によりまして、今後の議論が、何か進め方が明確になってきたんではないかというふうに思えるんですけども、1つは、現在の時点で大幅な収集方法の変更は難しいという点をまず踏まえた上で、そして抜き取り、ごみの持ち去りに対して規制を加えるかどうかということ、やはりぜひ検討してまとめていくということをしていきたいというふうに思います。

もう一つは、収集方法を伊丹方式のほうに変えていくかどうかということ、これ

を審議会として、やはり今後、そういう方向にしていったほうが抜き去りは減るであろうと。それから、もう一つ、きょうご提出いただきました資料5の中で、伊丹方式にした場合にごみの収集費用というのが、これもあくまでまだ可能性ですけれども、現在の宝塚市のごみの収集費用よりも約5,300万円の減額になる可能性があるという、そういう具体的な数値も出てまいりました。ですから、今後、伊丹方式のようにごみの収集方法を変更して、業者による規制を働かせるという方向にもっていくことを検討していただくかどうかということ、例えば答申の中に盛り込んで、そして検討を要望するということはできるかもしれませんが、この答申の中でそれをすぐに入れることは難しいだろうということをおもいます。いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

神木委員：前々回だったと思うんですけども、宝塚市の収集業者も、実際抜き取りについては困るとるわけですね。能率が悪いわけや。収集するのに、缶にしても瓶にしても、もう朝早ようから持っていってしまうから、あと残り少ないと。業者が来たときには、もう缶なんかほとんどないというふうな状態なわけね。それに対して、いわゆる委託業者、宝塚の委託業者が、やはりこんなじゃ困るんやということ言うとるわけですよ。それで、その宝塚市の、市が契約してるんじゃなしに、自治会と業者との契約という形にはなっとるんですけど、その業者と行政との間で、この抜き取りについてどうしたらいいんやというふうな業者としての意見は、お聞きになっております。

事務局：基本的に、収集委託をしてる業者と、その抜き取りのことについて具体的な協議をしたかということですけども、それは実際しておりません。今まで特にしてございません。先ほど神木委員がおっしゃった、いわゆる抜き取りをすることによって収集業者が困るという部分は、確かに集団回収の部分で抜き取られたときに、その自治会さんと契約されとる業者の方も、やはり抜き取られると困るということにはなるかと思えます。集団回収の部分では。

ただ、その集団回収以外の、いわゆる行政収集ですね、市が業者に委託をして、それで業者が収集をしてる部分につきましては、これは、いわゆる抜き取られたことによってごみの量が減って、それによって委託料が減額になるというふうな今システムではございませんので。これ、今の契約方法といいますのは、いわゆる収集戸数での契約の金額になってございますので、極端な話ごみが半分になっても、これは、その

契約方法の問題は別に議論はしておるかと思いますが、今の実態としては、収集ごみというのは半分になっても、その委託料に直接的には反映しない、その年度は。そういうシステムになってますから、いわゆる委託業者として抜き取りの部分で困るかどうかなんて言えば、その部分については、特に収集業者のほうから、抜き取られることによって困るといふような直接的なお話は、特に私どものほうでは聞いてないというのが実態ですね。

神木委員：いや、その業者は、行政から契約、幾ら幾らというのは出とるわけだよね。その減額は無いわけだけれど、実際に業者と契約しとるのは自治会なりそれぞれの団体なんでしょう。

事務局：それは集団回収。

神木委員：そう、集団回収の。

事務局：市が収集してる分はそれとは違います。

神木委員：だから集団回収については、それぞれが契約してるわけよね。そうすると、それ抜き取られるとやね、例えば僕のとこの自治会なんかだったら、以前は年間17、18万円の奨励金が出とったんですよ。今、13万円ぐらいになっとんですよ。それだけ減額になるんですよ。そうすると自治会活動がそれだけ低下するわけですよ。あるいは子ども会とか老人会とか、そういったそれぞれの団体の活動費がそれだけ減るわけですよ。同時に、そういうことによって、資源ごみに対する市民の意識が、やっぱりもうどうでもええわというふうな感じになってくるわけですよ。だからそういったところ辺で、やっぱりもうちょっと、まあ業者は困らないとはいえね。

事務局：私が申しましたのは、いわゆる集団回収の部分については、それはやっぱり自治会さんもお困りになりますし、業者のほうも実際回収量が減れば、それは困る話なんです、集団回収は。ただ、市が直接ステーションの収集を委託してる業者は、これは抜き取ったとしても、逆に業者が収集する量は減って、さっきおっしゃったように楽に

なると。極端な話やとね。そういうふうな、言うたら逆のあれになるような状況になってしまいますので。だから、基本的に業者との関係で言えば、集団回収と市が直接収集契約してる部分とは、これはちょっと抜き取りの影響の度合いというのは全く異なってくると。同じ形での議論というのは、業者としての議論というのは、ちょっとやっぱり別々にそれはする必要があるのかなというふうには思いますけど。

深田委員：会長ね、集団回収は特定の日、例えば日曜日とか、決めてますよね。決めてやってるわけや。だからそのときに抜き取りに来ることは、まあないと私は思ってます。ないんじゃないかなと。

他の委員：それが多い。

深田委員：それがあるんですか。そこはないんじゃないか、減ってるということは。特定の日決めてんねやから。日曜日しかないから。もう普通の定期的に出すところじゃなしに違う日にしてるわけやから。それで場所も違うところにしてんですよ。だから会長さん、そうじゃないですか。

事務局：ちょっとすみません。私のとこの実態として、地元の自治会等からお聞きしてる中では、一部の地域で、いわゆるステーション、集団回収でもステーションに出される地域がございます。その際は、地域によっては集団回収のステーションへ出された分を抜き取り業者が抜き取っていくというふうなお話も、それは実態としてあるというのは私ども聞いてございます。ただ、ステーションとは別に決まった場所にとということであれば、それは集団回収のときにその地域の方が監視員等を置かれて、抜き取りということは大部分を防げてるというふうなお話は聞いております。

中丸会長：はい、どうぞ。

藤本委員：基本的なことで、ちょっと判断を仰ぎたいといいますか、材料をいただきたいんですけども、先ほど、宝塚市が委託してる業者においては、抜き取りがあった場合、極端な話ですよ、量が減って喜ぶやもしれんというふうなお話で、その年度について

はそれはそうでしょう。当初契約した、その当初ごとに行くわけですけども、その次の年度に、例えば本当にそれ、基本的な考えとして、市の業者だってそういう資源ごみが減ったら収入減になって、翌年度の契約に影響が出るということは考えなくていいんですか。

事務局：今現在の契約の仕方でいいますと、いわゆるごみ量を算定して、それもその契約の単価の一部に反映してるという実態は全くありませんので、ですから前年のごみ量で委託料が上下するというふうな形は、それはもう全くございません。ただ、例えば紙が、燃やすごみとかいろんなごみ種ありますけども、そのうちの例えば紙、布は全く違う業者が回収してますよという、紙、布、缶、瓶は一部の地域では違う業者が回収、収集してる地域もございます。その地域はごみ種自体がもう減ってますから、それは当然委託料には反映は多少いたしますけども、ごみ種は減らずにごみの量の上下で委託料が増減するというふうなシステムには現状はなってございません。

中丸会長：はい、お願いします。

池田委員：先ほど、中村委員さんのほうからも質問あったんですけども、2ページ、3ページは表を書いていただいていると思うんですけども、新聞紙の量なんですけども、本当に宝塚市のは88トンということで少ないですね。私は、集団回収はされている中でこれだけの量しか出てないということは、持ち去りがもうほとんどだと思いますね。そういうことで、この持ち去りがなくなれば、これの約10倍以上の収入があるんじゃないかなと思います。ということで、今、5ページのほうに換算されてますけども、差し引き5,300万円ぐらいの減額ができるということなんですけども、それにプラス1,000万円ぐらいの分が上乗せしてくるんじゃないかなと思います。今回のそういう持ち去りがなくなれば、そういう金額もプラスされてくるんじゃないかなと、私の意見ですけど。

中丸会長：はい、じゃあ、お願いします。

藤井委員：今までいろんな議論がなされているんですけども、伊丹方式を排除するんじゃない

くて、いいところを取り入れていくということも一つの考えだと思いますし、その組合方式というのを宝塚市に導入できるのかどうかと。今、大阪とか遠いところからも取りに来てるといってお話でございますけども、市内に回収業者さんがどれぐらいおありなのかとか、それから大阪とか、私とこの集団で回収してる業者さんは大阪のほうから来られてると。もうずっと何年も、10年以上も同じ業者さんに来ていただいております。曜日も決めまして。ですから今のところは、これは自治会の回収の分ですというものを張り紙をしますので、持ち去りは少ないように聞いております。

それで、ことしの自治会長さんなんですけども、やっぱり自治会の資源になるので、もっともっと奨励しようじゃないかと、永久版というのも皆さんにお配りいたしまして、いつといつ業者さん、そういう日に出してくださいというものをつくっております。こういうようなものをつくりまして、それで各家庭に配布したんです。だから、この月の第2日曜日が資源ごみの日ですよとか、第3はアルミ缶の日ですよとか、そういうものを永久保存をしてくださいという、こういう保存版をことしつくりまして、より一層集団回収に協力してほしいと。自治会に入っていない方も結構いらっしゃるものですから、その自治会の会員さんじゃない方にもこれを配布しまして、ぜひ協力してほしいということ呼びかけております。

ですから、大変難しい答申になるんですけども、今すぐということは無理だと思いますけども、伊丹方式のいい部分を取り入れ、そして組合方式が宝塚市にもできるのかどうか。組合に入られた業者さん同士で牽制し合いながら、持ち去りがまた来年、再来年と少なくなっていくことを期待したいなと思っております。

以上です。

中丸会長：はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。大分議論がまとまってきたところかなと思うんですが。ご意見。 はい、お願いします。

神木委員：これも一番最初に言うたんですけど、諮問の意味がようわからんなあ。ここで具体的に、抜き取り、抜き去りを少なくするためにはこういうふうなことをしたらどうかという具体的な提案をしなければいけないのか、それとも、いや、この抜き取りということについて、こういうふうな、例えば通学に対する子どもの危険性、あるいは地域の高齢者の方の通行の安全確保というふうなことが1つ、それから先ほど申し上げ

げた、助成金が減って地域のそれぞれの活動団体の活動が減るといふようなことがあるから、市としてはこれに対して対策を投じなさいという答申でいいのか、そのところがよくわからんのですよ。どういう答申をしたらいいのかと。そこがはっきりしないと、ちょっと議論がまとまりにくいと思う。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、今までの議論を皆さん協議いただきましたので、それぞれのお考えも大分クリアになってきたところもおありかと思えます。今、答申としてどういうふうにしていったらいいのかというご質問もありました。

最初にご質問いただきましたときに私もお答えしたと思うんですが、最初の資料の62ページですね、最初に私たちに配付いただきましたこの62ページに、各地方自治体の現在の持ち去りに対する条例と申しますか、それを明記しているところと明記していないところ、明記している部分はこういうふうに明記していますよと、罰則規定があるところ、ないところ、それぞれに整理をしていただいた資料がございました。

そういうのも参考にしながら、宝塚市としては、例えば持ち去り禁止条例を条例の中に組み込んでもらうということが必要かどうかと、これをこの場で検討いただきまして、それを盛り込みましょうというふうになれば、そういうことを答申するということができると思います。それから行為の禁止命令ということはどうするかと、そこまで踏み込んで私たちが答申するかどうかということも議論の大切な部分になるかなと思うんですが、そこまではいいだろうと、もしも禁止命令まですると罰則規定まで設けないといけないということにも敷衍してくるので、そこまではいいんじゃないかという議論もできると思います。

ですから、まずは今までの議論を踏まえていただいて、この持ち去りに対する答申としまして、それを禁止するかどうかと、今までのままだでもいいんじゃないかというふうな意見もあるかもしれません。しかし禁止はやっぱり必要だと。禁止する手段としてはこういう手段があります。ステッカーをきちっとステーションに張っていただくとか、そこまでやっぱり答申しましょうということもあり得るかもしれません。そのあたりの内容について、ぜひ皆さんのご意見を集約して答申案にもっていきたい。それにプラスしまして、ごみの収集方法を改善すれば、例えば伊丹方式のことを学んできましたけれども、それを今後、時間をかけて、その可能性があるかどうかというこ

とも検討していただくという、付記条項にそれを入れるということをするかどうかということをご検討いただいて、答申にもっていけばいいんじゃないかなというふうに今思っているところなんです。

神木委員：いや、その辺をぼつぼつ、まとめていただいて、審議会としてはどういう項目というんですかね、内容でまとめたらいいんかということを出していただかないと。お願いします。

中丸会長：はい、わかりました。はい、ありがとうございます。

ということで、皆さんご理解いただいたところが多々あったと思いますので、まず大事なポイントといたしまして、やはり諮問いただいたことに対して、これまでの意見をいただいた上で、答申案を一つ一つ審議していただいて、まとめていきたいということこれから進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それを終えた上で、ごみの収集方法について付記するかどうかをその次に検討したいというふうに思います。よろしいでしょうか。

一同：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、まず、一番最初に配付していただきました資料の62ページを開いていただきましたら、これが一番わかりやすいところかなと思います。それに関連した条例とかをまたいろいろ付記していただけてますが、まずはこれを見ていただいたら全体の流れがわかると思いますので、もしお持ちでない方は、またその部分だけでもコピーいただいて、そして配付していただけたら議論が進めやすいかなと思います。どのくらいいらっしゃるでしょうか、必要な方。62ページの資料を必要だという方、いらっしゃるでしょうか。11ですね。すみません、じゃあそこだけでもコピーいただけますか。

事務局：はい

中丸会長：いろいろこれまで審議を重ねていただく中で、例えば持ち去ることを禁止すると

して、先ほど中村委員さんでしたですか、あるいは金岡委員さんだったですか、金岡委員さんですかね、西宮市の事例でステッカーを張ったり、芦屋の場合も事例として調べていただいて、そしてその資料もご用意いただきました。そういうものも踏まえまして、この持ち去ることを禁止する条例をつくるかどうか、これをどうするかをまずご検討いただきたいというふうに思います。資料が来るまで少しお考えいただけたらと思います。はい、どうぞ。

藤本委員：私、初めてなものですから、なかなか、角度の違う、わかってないことをお伺いするかわかりませんねやけども、今の皆さん方のご議論は、私、その辺よくわからんのでお伺いしたいんですが、古紙とかの相場が、いつも値段がつくんだということが前提でお話されてるのか、そういうことはほとんど、私が知らないだけで、値段なんかも、そういうことは何言うんだっておっしゃるかわかりませんが、もし、私が今まで見てきた中で、そういう価格が暴落して、だれも要望がないというようなときもあったんじゃないかというふうにちょっと覚えてるものですから、その辺のことも踏まえませんことには、もういつもあれは値段がついて、みんなが引っ張りだこだというふうなことをすっかり前提では、ちょっと抜け落ちた部分が出てくるんじゃないかと。

中丸会長：おっしゃいました価格等の問題もご考慮いただいた上でということで、それも当然だと思います。はい、お願いします。

事務局：先ほどのご意見ですけども、きょうお配りしてございます、きょうの次第の一番最後の資料の資料5の5ページですけども、資料5の伊丹方式を採用した場合の効果についてというページの一番下、※印で古紙の部分、その単価の部分についてちょっと触れてございますけども、確かに今は比較的高値で売買されますから、いわゆる伊丹方式も十分成り立ってるとは思いますけども、これが委員おっしゃったように一挙に暴落するということになりますと、この伊丹方式というのは、市のほうからは委託料は払わないけれども、回収した新聞はその業者が基本的には売却をして、その売却の一部を市のほうに還元するという方法ですので、古紙の価格が暴落したときには、要は収集のための委託料的な部分を逆に市からお支払いせんといかんというふうなこと

も、可能性としてはないことはないのかなど。そのことについては、伊丹市は今、その結論は出てませんが、そういうことも将来的にはあり得るのかなど。

現実、過去におきましては宝塚市の場合も、集団回収のときに、今は自治会なり子ども会様にだけ奨励金という形で出しておりますけども、ずっと以前は、いわゆる回収業者に対しても市から、集団回収についてですけども、回収業者に対してもやはり奨励金といいますかお支払いし、団体にも奨励金をお支払いしということで、古紙の売却だけでは業者が収集の、回収の費用もままならないというふうなときには、やはりそれは市のほうから別途奨励金という形でお支払いしてるという時期もあるのも確かでございます。

中丸会長：今のようなご議論も踏まえていただきながら、まず、よろしいでしょうか、現在先進自治体の条例の分類という表がお手元にあると思いますが、これは数ある自治体のごく一部が現在こういう禁止条例とか定めているということでした。所有権を明記しているというのがありますけども、所有権というのは、結局市役所のほうに、地方自治体のほうに所有権があるというそういう規定なんですけども、これは非常に少ないと。次の持ち去ることを禁止ということを盛り込むというのは、もうすべての自治体で導入されているということでした。行為の禁止命令は、これは、○×が両方混在してます。業者を公表しますよというのはほとんどないと。科料規定とか罰金規定もあつたりなかったりという、こういう表でございます。

その効果につきまして、いま一度、これまでご議論をされてない方もいらっしゃると思いますので、申しわけないですが事務局のほうで、それぞれのこれまで説明していただいたことの、ごく、ポイントで結構ですけれども、例えば所有権明記するとどうかとか、持ち去ることを禁止した事例で若干効果があつたかなかつたかとか、そのあたりをまず簡単に説明していただいて、それから答申に盛り込むかどうかということを引きちっと合意に結べていたらというふうに思いますが。簡単で結構ですが、よろしいでしょうか。

事務局：はい。条例化については、そのの皆さんにお配りしている資料というのは、持ち去りも禁止というところの丸してるところをずっと見ていただくと、大概罰金のところに行き当たると思います。それで行為の禁止というのは、持ち去ることそのものを

注意をしてきかないというときには、ほとんど罰金刑、もしくは科料刑にして告発をするというような段階にいきます。第2回するときにもちょっとアンケートのやつをお示しさせていただいたかと思います。この条例を上げさせていただいた場合に、アンケートで効果はどうかという質問をさせていただきました。実態としては、うまくいってますと、条例化することによって効果がありますよというところが、そんなに多くはないというのが実態でありました。うまくいってる事例をよく聞きますと、パトロールを一生懸命やっている。おまわりさんのOBの方を雇ってパトロールしていただいとるかという形で、やっぱりそれなりの労力、費用を投下したところについては、ある程度の効果があるというようなことでございます。条例をつくったけども、言い方は悪いですけど、作りっ放しみたいな感じで余りパトロールもしてないようなところは、余り変わらないというような実態として浮かび上がってきているというのが実態だったかなと思います。

初めに言いました告発というようなところもあったんですが、実際に告発までもって行ってはる自治体というのは、もう限られたとこ、東京の世田谷区さんですとか、都内の一部と、もう数例ぐらいなところで、実際はそこまでなかなかできてないというのが実情ということでございます。

それと、所有権を明記されてるところについては罰則規定がございません。ほとんどのところが罰則規定がないんで、所有権を明記されてるということですけども、それだけの条例の中では抑止力になるというだけで、実際の効果というのはいまいち、よくははっきり出てきてないというのが実情かなと思います。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、これからそれぞれについて、答申をどうするかということに議論を進めていきたいと思いますが、所有権の明記ということです。

それでは、最初に今のままでいいかどうかですね、条例を設置するかどうかという、そういうことをまず踏まえていく必要があるんじゃないかというお話をいただいて、今のままでいいというふうなことで答申するか、あるいはやっぱり条例をある程度、どういう条例であっても、最初の例えば持ち去ることを禁止するという条例だけでも条例を入れたほうがいいのかと思われるかですね。その条例を入れるかどうか。その中身はその後に検討するというので、まず審議いただきたいと思いますが。

深田委員：ちょっとその前に、こういうふうに掲示することは、条例をしないとできないんですか。そこをちょっと教えてほしいんです。

中丸会長：そこ、どうでしょうか。

事務局：何を。

深田委員：こうして張り紙をするでしょう。西宮市なんかは持ち去り禁止とかいうて。

事務局：それは別に関係ないと。

深田委員：関係ない、この条例があろうとなかろうと。こういうふうに持ち去ることを禁止するという条例がなくても、それは張り紙ができると。

事務局：はい。

中丸会長：ということだそうですね。

皆川委員：単なる意思表示ということですね。

事務局：そうですね、意思表示。

確かに条例があろうがなかろうが、それはもう市なりの意思として、持ち去らないでくださいよというふうな意思表示としての掲示というのは、それは一向に構わないと思います。ただ、それを持ち去ったときに、それは何らそれを規制する法的な、条例も含め、条例上の対策がないと。条例で禁止をするということを掲げておれば、その条例に基づいて禁止してるんですよということで、現場ではきちっと強く意思表示できるというふうなところかなとは思っています。

皆川委員：要は、言い方を変えますと、意思表示すれば注意ができれば交渉もできるわけで

すね。だけど意思表示してなかったら注意できないわけですからね、一般に。そういうことになるわけですね。条例をつくっておけば、守る守らんは別として条例を盾に罰則規定ができるから、法治国家である以上、条例がないと開き直られたら真っすぐ物事が進まんと、こういうことになるわけですな。いや、わかりました。

中丸会長：私も、そのあたりのニュアンスの違いとか、こちらの態度の違いですね、それちょっと事前に疑問を持ちましてお聞きしたんですが、持ち去ることを、禁止条例だけでしたら、もう禁止ですよということまでは言えると。二回、三回禁止ですよと言っても、そこまででしたら禁止ですよということまでしか言えない。しかし行為の禁止命令ということになりましたら、もう条例で禁止命令という非常に強い規制もありますよと。命令ということがある限りは罰則規定ですね、二回、三回と注意をして、やめてくださいということを繰り返して言った場合には罰則もあるんですよという、一つの規制という段階までいけると、罰則規定まであればですね、ということをお聞きしておりました。 はい、お願いします。

藤本委員：今のご意見でしたら十分に抑止力になり得るというふうにも聞こえるんですけども、先ほどの事務局のほうの説明では、条例化してもそんなに変わらなかったというふうにも聞こえたんですけども、それ、私が聞き間違ったのかどうか、ちょっともう一度お伺いしたい。

事務局：余りうまくいってないというところの部分では、やはり条例の中で持ち去りの禁止とか命令とか罰則まで規定をいたしましても、いわゆるパトロールも含めてですけども、やはりその現場で持ち去り、今まさに持ち去った、その現場をつかまえて、それで警告し、注意をし、それでもまだ別のところでまた同じ者がそういうことをやってるということも、それをまた現場でつかまえて、それで初めて、例えば告発とか、そういうふうな形へもっていけるんですよ。ですから、そういった部分で、条例はつくったけども後のパトロールも含めてフォローができてなければ、それはほとんど効果としてはあらわれてこないというのが実態かと思えます。

藤本委員：先ほどの説明でもそういうふうにおっしゃってた。要するに条例というよりも、

パトロールをすとか、そういったことの効果というふうに私も聞こえたんですね。今のちょっとお答えでは、そのパトロールの定義がそういう条例がないと。だから条例がないとパトロールだけでは効果が出ないんですか。それとも条例があるからパトロールが有効になるんでしょうか、その辺のところ。私は、はっきり言いまして効果のない条例とか約束事は、正直ないほうがいいだろうと思うんです。ですからその辺のところを、パトロールが有効なんだと、有効やけど、それはそれを支える条例があるからやということなのかどうかというポイントをちょっとお伺いしたいんですけども。

事務局：基本的に禁止をすることについては、やはりパトロールでその実態を確認しながら、いわゆる持ち去りを禁止しないように、そういった手続をパトロールを通じてやっていくということが一番効果があると思うんですが、そのパトロールをして、持ち去ったらだめですよというふうなことの实效性を担保するためには、条例で規定をしておかないと、他に何も無いのに、何の規定もなしに持ち去ったらだめですよというふうに言っても、それはどちらかといいますと、まあ言ったらただ単なるお願い、意思表示に近い状態になるわけですね。

藤本委員：ものすごく基本的なことですけども、パトロールですね、その費用対効果ということがありますね。この収益と言ったらいいんですか、回収するについての収益とパトロールの費用との関係が、これバランスがとれないと何の話やということになると思うんです。その辺のところが一番ポイントになろうかと思うので、なかなかお答えにくいところかもわかりませんが、その辺いかがですか。

事務局：そのことにつきましては、第1回目のときに、我々もこの審議会に諮問をいたします以前に、やはり世田谷区で条例化なり、パトロールというふうなお話もありまして、そういったことが本当に可能なかどうか内部で検討をした経過がございます。その際に、やはりどうしても、ある団体では、パトロールのために年間1,000万円からかけてるという団体もありますし、この審議会に私どもの考え方として出しました対策費等費用ですけども、一応抜き取りによって市が被っているであろう想定額、これを約1,500万円ないし1,600万円ぐらいというふうに試算はしてございます。その一方でパトロールを確実にやっていこうと。その際はやはり早朝とかいう時間にもなりますし、1人だけでと

いうわけにもいきませんので、それでいきますとパトロールの費用全体で約2,300万円以上というふうな、1年間通してですけども、そういった試算もしてございまして、要するにパトロールといたしましても、おっしゃったように費用対効果を考えますと、パトロールすればいいじゃないかということでは、どちらかといいますと、やはり費用のほうが高くつくというのが実態かなというふうには考えてございます。

原田委員：条例があると、それを持って行っては困るんですよと強く言えるという話だったんですが、実は私、大阪の天王寺ですけども、集団回収してるときに、ここに条例の中に所有権明記というのがありますけども、私、条例がなくても、ごみじゃなくて有価物ですので、資源で回収してもらうのは。先ほど張り紙もなさってるということで、張り紙をしてるので、もうこれは今までの法律的な取り扱いの中で所有権がそこに発生するので、子ども会のものですよって、それを持って行くというのは泥棒の行為になるので、別に条例がなくても、こういうことをやめてくださいと書いてあって、ここにちゃんとだれだれさんのものというふうに張り紙をしてるんだから、それを持って行ったらいけないと強く言えるというふうに私は今まで認識してたので、そういう意味では何か条例をつくる意味があるのかなというふうに。もし認識が誤ってたら教えてください。

事務局：確かにおっしゃいますように、集団回収の部分については、それはやはり自治会なり子ども会の所有ですよということは、それは主張できると思います。ただ、集団回収以外のごみステーションに搬出されたごみといいますのは、今、法律上もそれが、要はだれの所有物だというふうなことが明確に規定されてございません。一般的な考え方としては、従来からは無主物という、いわゆる所有者のないものというふうな、そういった考え方がされてましたので、ですからそれを持って行っても、だれも所有権は主張できないよ、それを持って行ってもそれは何ら犯罪には該当しないよというふうな考え方がありましたので、そういったこともまだ、世田谷の事件で最高裁までいまして、一応最高裁は、世田谷の事件については、これは一審に所有権を認めるというふうな結果にはなっておりますけども、それが全体に、市に所有権がありますよということにはなっておりませんので。ですから、それはやっぱり条例なりで、まあ所有権云々とは別に、所有権を条例で規定するところもありますし、所有権じゃなしに持ち去ってはいかんよということの規定をしているところもありますし、その辺はちょっと考

え方がまちまちですけども。所有権に関してはそういう考え方です。

中丸会長：はい、わかりました。

先ほど、最初に手が挙がってましたが、よろしいですか、もう、質問が。

皆川委員：ちょっとつけ加えさせていただきますと、いずれにしましても、最高裁まで持つていっても余り明快になってないようなので、ここに所有権の明記をされてない市町村が多かったというデータが出たと思うんです。したがって、もし我々が本当に困ってるんなら、条例をつくらないというのは困ってない証拠にならないかと、一般論ですよ、という気が、非常に庶民的な感覚として、何を議論してるんかなという、これは極論ですけども、もしその条例をつくらなくて何を議論してるんかなというところに帰るような気がしたもので、以上発言しました。

中丸会長：はい、わかりました。ありがとうございます。

それではお願いいたします。

神木委員：この所有権のないところで持ち去ることを禁止しますとか、持ち去る行為を禁止するとかという根拠は、一体どこにあるんかということなんですよ。だれのものやというのがはっきりしとって持って行ったらあかんよということになるわけで、だれのやわからんものを持って行ったってええやないかと。現に僕のところの自治会で、その持ち去り業者が持って行きよったんですよ。コラと、おまえ何でそなん持って行くねんと。いや、これは、今言うように、このものは一体だれのものやと。自治会のものなのか、子ども会のものなのか、市のものなのか、だれのものやわからへんやないかと。それをわしが持って行って何が悪いんじゃと、こうなったわけです。そう言われたら何にも言われへんです。これを見ると、所有権は明記されないで持ち去ることを禁止するという根拠が、私ははっきりしてないと思うんですよ。

中丸会長：なぜこういうふうになってるかですよ。

神木委員：うん。その所有権がはっきり、これ自分のもんでないのにやね、人が持って行っ

た、これは言われませんがね。それをどうも、さっきの説明もはっきりしない。

以上です。

中丸会長：その点について、何か説明できるものがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

事務局：その辺のところは、いわゆる所有権を明示せずに条例で持ち去りの禁止を規定して、あと罰則規定もやっていると。これについては、実際にそういう、いわゆる法律での規定がありませんので、市の条例でそういうことを規定して実際に罰金なり科料を科すと、そうしたことについて、実際にその罰金刑なりを科せられた人が、この条例なりの規定の法的な効力の有無について争って、それで裁判所で一定の判断を仰ぐというのが、これが最終的にその条例が有効かどうかというのには、実際そこまでいかないと最終的にはわからないということなんですけども。世田谷区の事例では、ここは所有権は明示しておりません。ただ条例で持ち去ることを禁止をし、命令をし、それで罰金を規定してる。実際にそれで罰金刑を科したときに、その人が訴えを起こしまして、まあいろいろ途中経過はありますけども、最終的には市の主張が、それが認められてるというふうなことです。世田谷区の実例としての最高裁は、こういう形での取り扱いというのは一定認められているという、一つの考え方としてはあるかと思います。

山本委員：質問ではないんですけども、うちの地域も大マンションですので、非常にごみの量も多いということもあるんですけども、やっぱり言われてるのは、何でこの持ち去りごみの条例をつくってくれないかという声はかなり強くは聞いては、いるんです。ただ、いろいろと議会の中でも相談をしてみたりとかいたしますと、先ほど出ていた話と同じで、そんなんごみで捨てたもんやのに、だれか持って行ってくれたらきれいになるんやからええやないかという意見もあるわけですけども、ただ、やはり先ほども出ていましたように、夜中にながしやがしやがしやがしや音がしてて、遠くに住んでいる棟の人はいいんですが、そのもう本当に間近にすんでいる部屋の人などは、非常に夜中に目が覚めてうるさいということで、やっぱり何らかのルールがなければ、規制がなければ困るという声はかなり多く出ています。

それで、持ち去りごみの所有権についてのこともいろいろあるんでしょうけれども、

やっぱり市として何らかのルールをつくっていただいたら、それとしてマンションのほうとしても自治会のほうとしても動きやすいのであれば、この条例をつくっていく方向でやってみてはどうなのかなあということを思います。うちは全然上のほうの階なので聞こえないからいいわということではなくて、ちょっと頻繁にやっぱり聞いていますから、ほかのマンションなんかからも、どうかなということは思うんですけども。それでこういう話になっているんだろうと思うんですけど。そういうことなんです。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

じゃあ、もう一件、はい、お願いします。

藤本委員：今の議論は収集方法にも問題があるかと思う。うちの辺はもう当日出すというように決めていますんで早朝に出されている。それが夜から出す方、それはちょっと考え方、方法論があると思いますよ。議論を一蹴しないほうがいいんじゃないかと。僕、ちょっと事務局に聞きたいんです。先ほど推定額で1,000万円から1,500万円というふうにおっしゃったかと思うんです。これは集団回収を含めてるのか、それともそうではないんか。というのは、これ今、答申としまして、何かパトロールを含める答申を私らがするという事は、パトロールの費用を行政が持つということの、その市民に対する理解が、そこら辺は相当厳しいということを頭に入れないと話にならないんじゃないかと思うんで、ちょっとその辺のところ、基本的なところを。

事務局：まず、1,500万円ないし1,600万円の算定ですけども、これは集団回収の部分は入ってございません。これは算定としましては、資料を後ほど見ていただいたら結構かと思えますけども、紙、布の、いわゆる行政が収集してる部分の一番ピークといいますか、最も多かった時期というのが平成10年度でございまして、それと平成21年度の実績を比較いたしまして、おおむねこれぐらいが抜き取りをされてるんじゃないかなというふうな形で試算をしたものでございます。

それと、先ほど来からの議論にちょっとあれなんですけど、今回のいわゆる持ち去りの禁止でございましてかを条例で入れるとか入れないとかいう部分の中で、各市これ条例の中でこういう規定をしてございますけども、これについては、基本的にはいわゆる集団回収で集めていただく分については、これはこの条例の、要は適用外の部分ですの

で、この条例でこれを定めたから集団回収もこの条例を適用して持ち去りを禁止をして
どうのこうのということまで、そこまではちょっとこの条例の部分での適用というのは
難しゅうございますので。ですから集団回収は集団回収として、先ほど課長がおっしゃ
ったように、それはやはり表示でございますとか、そういった形できちっと、自治会な
り子ども会なりの部分ですよというふうな意思表示、そういったことの意味表示をする
中で対応していくのも一つの方法かと思えますけども。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

神木委員：今の説明ちょっとわかりにくいんですが、集団回収は条例の適用外ということ
ですか。

事務局：ここで言います持ち去りの禁止でございますとか、こういった部分を条例に規定を
いたしましても、集団回収でやっていただく分については、その条例は直接的には適用
されませんので。

神木委員：いや、それ、どういう理由ですの。ようわからん。

事務局：すみません、今ちょっと混乱をされてると思うんですけども、今の所有権明記と
持ち去ることを禁止と、こういう条例を全国で見るときに、典型的に出てきますのが、
所有権明記というのは、櫻井市、奈良県ですけども、櫻井市の条例では、排出された
資源物の所有権は櫻井市に帰属すると、そういうふうに条例で明記をしています。だから
それを持って行くのはだめですよというふうな明記をしています。今、神木委員の言われ
るように、この条例を集団回収まで適用するということになると、その出されたものは
全部市のものやから、自治会が何ぼ出してもそれはあなたたちのもんでないですよと、
そういうことになるから、条例としては適用しないというふうな解釈ができるというこ
となんです。

神木委員：いえいえ、だからね……。

事務局：すみません、もう一つ説明をさせてほしいんで。あともう一つ、持ち去りを禁止しているものの典型としてよく言われるのが世田谷区の清掃リサイクル条例なんですが、これは一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラス瓶、缶等再利用の対象となるものとして区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外はこれらを収集し、または運搬してはならないと、こういう決め方をしてるんですね。だからここでは所有権があるとかいうんじゃないしに、いわゆるごみステーションで指定したごみステーション、そこから市直営なり委託業者以外の者が持つて行くのは、それはしてはいけないことですよという条例を定められてると。だからあくまでも一般のごみとして排出されたものについての話として条例を定めてるので、集団回収のものについては適用されないと、そういうご理解をいただきたいと。

神木委員：いや、だから、例えば普通のごみの場合は、ごみの収集については行政が責任持つてるわけでしょ。だから条例が適用されると。しかし自治会、あるいは子ども会、老人会が集めたいいわゆる資源ごみ、これについては市は一切関知しませんと。あんたたちが集めたんやからあんたたちで管理しなさいと。だからあんたたちがパトロールをやって、抜き取りをされないようにあんたたちの責任でやりなさいと、こういうことやねん、はっきり言うたら。そうでしょう。こんな条例決めたってしゃあない。

中丸会長：はい。きょうは、いろいろ議論が、この諮問に関連して集中していただいたと。そういう流れができたということで非常によかったと思いますが、この議論の中で、まだ、もう少しそれぞれのお気持ちとしまして、1つにまとめるという段階まではきょうは至っていないなということを感じます。したがいまして、お時間ももう、皆さんご存じのとおり予定時間を少しオーバーしてしまいました。

そういうことで、本日のこの審議会は、一応これにて終了させていただきまして、次回、もう最大限の努力を払って答申に至るまでまとめていきたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

一同：はい

中丸会長： はい、よろしく願いをいたします。

それでは、今後の具体的な、何日ということにつきましては、事務局とまたご相談させていただいた上で決定し、ご通知をさせていただくということをお願いをしたいと思います。


それでは、長時間にわたって本当に実りある議論をいただきましたことを心より感謝申し上げます。次回まで、また少し時間もございますので、ご検討いただいた上でご参集いただいて、最後の答申案まで決めさせていただきます。


本当に本日はまことにありがとうございました。

(午後 3 時 3 5 分 閉会)

上記議事録について議事内容と相違ないことを承認し、ここに署名押印する。

平成23年7月8日

議事録署名人 深田 勝通 

議事録署名人 藤井 芳子 

議長 中丸 寛信 